



青森県議会議員一般選挙投票日

4月12日(日) 7時~20時

市選挙管理委員会事務局 内線 2754
 金木総合支所選挙担当 内線 3204
 市浦総合支所選挙担当 内線 4016

投票できる方

平成7年4月13日以前に生まれ、平成27年1月2日以前に五所川原市へ転入届をされている方または住民票が作成されている方。

*平成27年1月3日以降に青森県内の他市町村から転入された有権者は、前住所地で投票することとなります。この場合、五所川原市の市民課から、引き続き住所を有する旨の証明書等の交付を受ける必要があります。なお、前住所地に3カ月以上住所を有していない方は、選挙権がありません。

投票所

投票日当日における投票所は、4月4日(土)以降に配布される投票所入場券にてご確認ください。

*第38投票区投票所の十三コミュニティセンターは、「十三深津210番地」に建替えられていますので、お間違えのないようお願いいたします。

*入場券が届かなかつたり、紛失してしまった場合でも、選挙人名簿に記載され選挙権を有している人であれば投票することができません。投票の際は、係員に申し出て下さい。

転居(五所川原市内から五所川

原市内へ引越した方は、投票所が次のとおりとなります。

▽平成27年3月27日(金)以前に転居の届出をした方
 ↓新しい住所における投票所

▽平成27年3月28日(土)以降に転居の届出をした方
 ↓届出前の住所における投票所

不在者投票

他市町村での投票

投票日当日に仕事や旅行などで五所川原市の投票所へ行けない見込みの方は、あらかじめ他の市町村で不在者投票を行うことができますが、滞在先へ投票用紙を送付する日数がかかりますので早めに市選挙管理委員会への請求が必要です。

病院、施設等での投票

都道府県の指定を受けている病院、老人ホーム等へ入院中、入所中の方は、病院、老人ホーム等で投票することができます。

郵便等による投票

市選挙管理委員会が発行した郵便等投票証明書をお持ちの方は、自宅等で投票することができます。また、郵便等投票証明書をお持ちでない方でも下記の条件に該当する方は、郵便等による投票をすることができますので、4月8日(水)

までに市選挙管理委員会への申請が必要ですが、**郵便等による投票をすることができる者**

身体障害者手帳を所持している方	身体障害者手帳1級、2級	両下肢、体幹、移動機能障害
	身体障害者手帳1級、3級	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸機能障害
	身体障害者手帳1級～3級	免疫、肝臓機能障害
◎障害の程度が同等で、県知事が書面により証明した方も対象です。		
戦傷病者手帳を所持している方	恩給法の特別項症から第2項症	両下肢、体幹機能障害
	恩給法の特別項症から第3項症	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓機能障害
◎障害の程度が同等で、県知事が書面により証明した方も対象です。		
介護保険法上の要介護者	介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5である方	

期日前投票

投票日に仕事・レジャーなどで投票所へ行けない見込みの方は、あらかじめ期日前投票所で投票ができます。

期日前投票期間・時間

4月4日(土)～4月11日(土)
 8時30分～20時

期日前投票所・対象区域

- 五所川原市役所5階第1会議室
- 市内全域(区域による制限なし)
- 金木総合支所1階市民ホール
- 旧金木町にお住まいの方
- 青森あすなろホール市浦会議室
- 旧市浦村にお住まいの方

開票

開票開始時間

21時20分
 * 参観の方は30分前から入場できます

開票場所

選挙公報

投票日まで立候補者の経歴、政見や政策などを掲載した選挙公報を各世帯へ配布します。また、市役所、各総合支所などの公共施設にも備えますので、ご利用ください。